

はじめに

あいの里西小学校は、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が楽しく心豊かな学校生活を送ることができ、「ふれあい・みとめあい・ささえあい」の感じられる学校をつくるために、国の「いじめ防止対策推進法（2013年施行）」及び「いじめの防止等のための基本的な方針（2017年施行）」、札幌市教育委員会の「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」及び「札幌市におけるいじめの重大事態の調査及び調査結果の公表に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、「札幌市立あいの里西小学校いじめ防止基本方針」を策定します。

あいの里西小学校の概要

本校は、教育目標「輝く瞳で大きな夢を」のもと、「自ら学び創造性豊かな子ども」「豊かな心と思いやりのある子ども」「健康で心身ともに強靱な子ども」の育成を目指している。

児童数400名余りの中規模校で、学校の周りには、緑豊かな「あいの里西公園」をはじめ、小さな公園が点在している。平成29年度より、学習習慣や生活リズムの改善を図ることを目的に「あいの里西スタンダード」を作成し、より丁寧に子どもたちに関わりながら、学校教育目標の実現に向けた教育活動を進めている。

いじめの定義

いじめは、国・文部科学省が定める「いじめ防止対策推進法」第2条に次のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

学校いじめ防止対策委員会の設置

いじめ防止対策委員会は、「いじめ防止対策基本法」第22条で整備が義務付けられている「いじめ防止対策組織」を指す。

（1）学校いじめ防止対策委員会の構成員等について

- ・組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下で行う。
- ・構成員については、管理職、主幹教諭、教務主任、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係の教職員を必須とする。
- ・いじめの疑いを把握した場合は、学校いじめ防止対策委員会で速やかに対応する必要があることから構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催することができる。（この場合、定例の会議で再度確認する。）
- ・校長が不在時には、教頭・主幹教諭の指示の下で行う。この場合の対応については、責任者である校長に報告し決裁を得るものとする。
- ・構成員がやむを得ず会議に参加できない場合には、会議日以外に個別に意見を求める。

（2）学校いじめ防止対策委員会の会議について

- ・ 会議の開催予定日を年間計画に位置付け、定例の会議を月に1回開催する。
- ・ 毎月の会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。
- ・ いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について検討するために、学校いじめ防止対策委員会の会議を必ず開催する。
- ・ 学校いじめ防止対策委員会の会議録を作成し、校長の決済を得る。また、個別の対応状況については会議録とは別に記録する。

(3) いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐための取組について

- ・ 「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については、担任などの個人に委ねず、学校いじめ防止対策委員会で判断する。
- ・ 国の方針で定められている、いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- ・ いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、学校いじめ防止対策委員会において行う。

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【国のいじめの防止等のための基本的な方針（最終改定 平成29年3月14日）P30～31】

- ・ 複数の教職員がそれぞれに集めたいじめに関する情報は、ICTも活用し、学校いじめ防止対策委員会において集約と共有を図る。また、アンケートの結果など過年度の情報も含め、児童ごとに個別に情報をまとめるなどして、経年的に把握できるようにする。

いじめの防止と対応

人間関係のトラブルが起きた場合、担任が中心となり関係児童との「面談」を細かに進め、正確な事実関係の確認を行い。さらに、保護者と情報を共有する。全教職員が、「いじめは絶対に許されない」という意識のもと、迅速かつ組織的にいじめの未然防止・早期発見・対処にあたる。

	重点的・具体的な取組	行動計画・行動目標	中心となる教員
未然防止	授業改善	○「分かりそう」「できそう」な「楽しい」授業の実践を通して、学習に対する達成感・成就感を育てるとともに、他者や社会・自然との直接的な関わりを通して、共に生きる喜びを児童自身が実感できるようにする。	学級担任
	「ふれあい」活動を通して	○異学年交流、小中連携、幼保小連携、特別支援学級と通常学級との交流を計画的に実施し人と人とのつながりの大切さを実感できるようにする。	教務主任 豊かな心育成部
	道徳学習の充実	○互いのよさや違いを認め合うことを大切にしながら、命の大切さ、思いやりの心、児童一人一人がかけがえのない存在であることを道徳の学習や学級活動を通して育み、いじめの未然防止に努める。	道徳推進教諭 豊かな心育成部

未然防止	児童からの発信	○「あいさつ」を中心とした児童の自治的な活動を推進し、他者との相互理解を深め、自他を尊重する態度を育てる。	豊かな心育成部
	インターネット上のいじめ防止	○インターネット上に誹謗中傷を書き込むなどの行為は、取り返しのつかないことになることや、犯罪行為につながる可能性があることなど、ネット上のいじめ防止に係る指導を行う。 ○情報モラル教育の推進に当たっては、「小中一貫した教育」のパートナー校及び家庭や地域と連携しながら、児童の発達の段階に応じた系統的な指導を行う。	豊かな心育成部 情報教育推進担当
	命の大切さ	○命の大切さについて考える機会を計画的に設定し、自他の命を大切にすることを育む。	豊かな心育成部
早期発見	相談体制の確立	○児童一人一人に多くの教職員が関わり、友人関係やの心の小さな変化を見取り、情報共有を図る。 ○児童の困りや悩みを身近な教職員に話すことのできる相談体制を整える。 ○スクールカウンセラーによる児童観察を行い、教職員と連携する。	全職員
	アンケート等の実施	○定期的に児童アンケートを行い、の中でいじめにつながる兆候を発見する。 ○アンケート後、「悩みやいじめに関する調査」を行い、迅速な対応を行う。	教務管理部 いじめ防止対策委員会
	サインチェックシートとアセスメントシート	○いじめのサインチェックシートを活用し、事実関係の確実な把握といじめの認知を行う。 ○教職員個人の差によらない、客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるようにアセスメントシートを活用する。	
	保護者との関わり	○懇談会・教育相談等の機会に加え、日常的な情報交流を積極的に行い、日頃の気になった出来事や様子などについて保護者と情報を共有する。	学級担任 学びの支援コーディネーター
	結果の検証・組織的な対応の検討	○アンケート結果から今後の方針を検討する。保護者との情報共有後の進め方の検討をする。	いじめ防止対策委員会
いじめへの対応	正確な事実確認	○当事者はもとより、更には周辺児童などから聞き取りを行い、事実関係を早期かつ正確に把握する。	いじめ防止対策委員会
	情報共有の手順と内容	○「いつ、どこで、誰が、何を、どのように等」を聞き取り、記録する。記録した内容を児童と確認する。聞き取りの際は複数の教職員で対応する。	担任・学年 いじめ防止対策委員会
	迅速な組織対応	○学校として、「いじめ防止対策委員会」を中心とした組織的な体制のもと、迅速かつ的確な対応を行う。	いじめ防止対策委員会

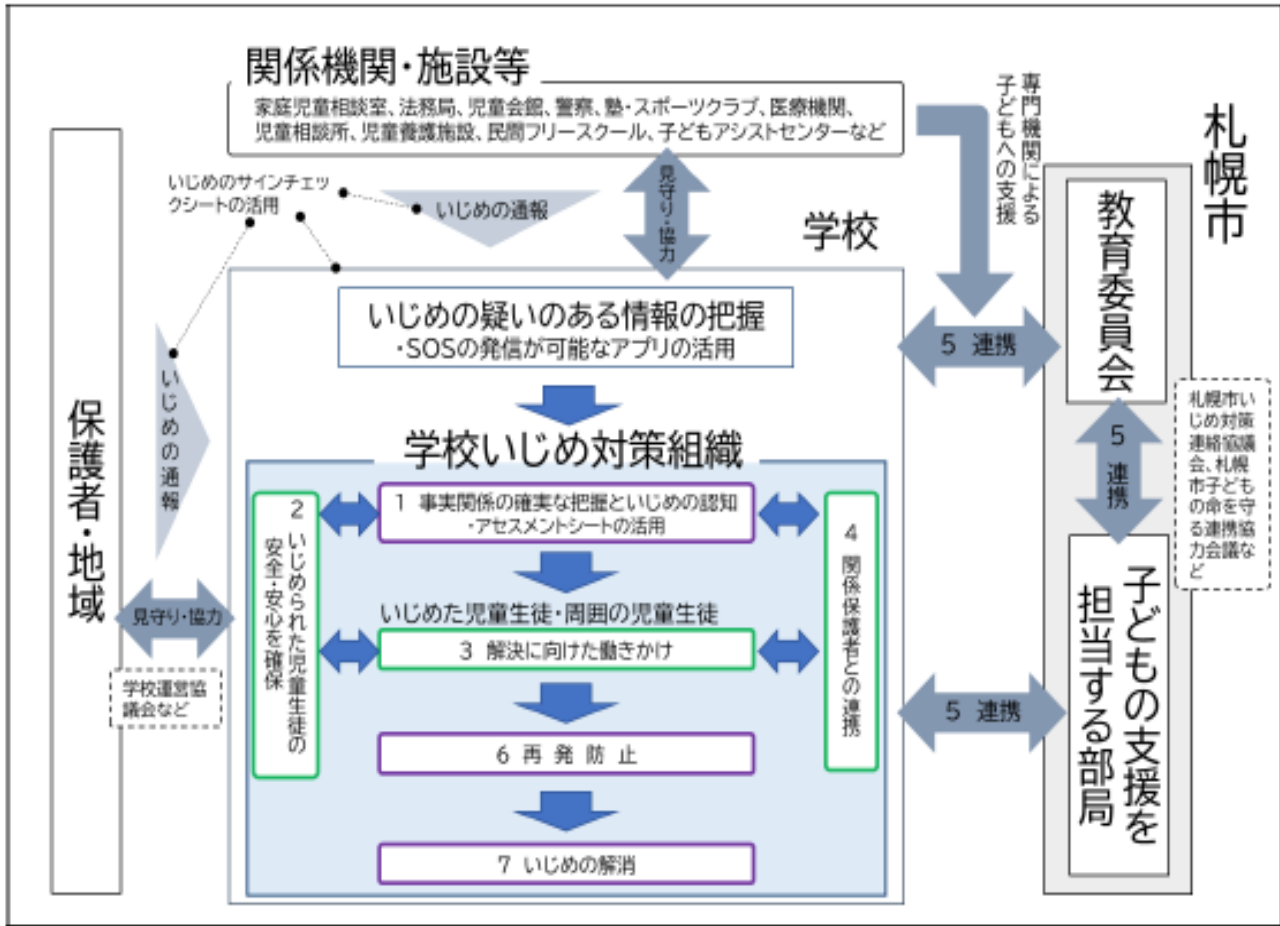
い じ め へ の 対 処	被害児童への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○安全確保を第一に行う。 ○スクールカウンセラーと連携する。 ○必要に応じて外部機関との連携を図り、対応にあたる。 ○児童本人及び保護者の了解のもと、学級・学年指導を行い、よりよい「集団づくり」の推進を図る。 	学級担任 いじめ防止対策委員会
	加害児童への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○被害児童の気持ちを理解させていく。 ○本人の「いじめ」の背景にある要因を理解し、保護者との連携のもと、継続的に全職員で支援していく。 	学級担任 いじめ防止対策委員会
	事後の見守り	<ul style="list-style-type: none"> ○経過観察を行い、解消に至るまで継続指導を行う。 ○解消に至った後も、再発防止と未然防止活動を行う。 	いじめ防止対策委員会 全職員
評 価	学校評価	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価等においては、年度ごとの取組について児童・保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行う。 ○目標の達成状況等を評価し、その結果を公表し、次年度の取組に生かす。 	いじめ防止対策委員会 学校評価委員会
	いじめ対応の振り返りの重視	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ」の対応事例を通して「児童理解の研修会」等を行う。 	いじめ防止対策委員会

いじめ対応の基本的な進め方

発見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の観察・アンケート・教育相談・周りの児童の訴え等の情報 ・ 情報を得た教職員が担任、学年主任等へ報告
情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担任、学年主任等が情報収集にあたる(内容によるが、即日対応が望ましい) ・ 収集した情報を教頭へ報告
事実確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ防止対策委員会発足(報告・共通理解→調査方針・分担決定) ・ 事案の状況により調査班のメンバーを決定する ・ 事実関係の把握
方針決定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方針の決定、指導体制の編成 ・ 職員会議での報告により全教職員と共通理解を図る ・ 教育委員会へ報告し、支援体制をつくる ・ 保護者への連絡、連携 ・ 対応班を編成し、聴取、事実確認にあたる ・ 対策会議を開く
対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめられている児童への対応 ・ いじめている児童への対応 ・ 周辺の児童への対応
経過観察	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解消、継続指導 ・ 経過観察 ・ 再発防止、未然防止活動

いじめへの対処に係る組織・関係機関

(1) いじめに係る組織・関係機関図【札幌市いじめの防止のための基本的な方針 P25】より



(2) 個別の対応状況に関する引継ぎ

- ・ アセスメントシート、いじめに関する個別の対応状況に関する記録及び自殺念慮や自殺企図などの情報については、児童の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- ・ 悩みやいじめに関するアンケート調査用紙は、小学校から中学校に用紙そのものを引継ぎ、定められた期間（3年間）保管する。

(3) 緊急時の対応について

- ・ 緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案については、いじめが主たる要因と捉えられない被害であっても、速やかに教育委員会に報告する。
- ・ 教育委員会は、学校が緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案が報告された場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザーなどの活用も含めて対応に当たる。

(4) 重大事態発生時の対応

- ・学校から教育委員会に、重大事態の発生を報告する。

重大事態とは

- ① 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
具体的には次のようなケースなどが想定される。
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。
※ただし、児童が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられる場合には、早い段階（3～5日程度）で教育委員会に報告、相談する。

(5) 児童及び保護者、地域等への説明

- ・入学時及び各年度の開始時に児童の発達の段階に応じて方針を説明し、いじめについて理解を図り、いじめの防止等の取組を推進する。
- ・同様に保護者や関係機関等に方針を説明し、いじめの定義や学校の取組に対しての共通理解を図り、連携・協働して、いじめの防止に当たる体制づくりにつなげる。
- ・方針を学校のホームページに掲載し、保護者や地域住民が学校いじめ基本方針の内容を容易に確認できるようにする。

警察との連携

児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める。

(参考)

いじめ防止対策推進法 第23条第6項

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。